

制度施行後5年の裁判員裁判の実施状況について

図表1 新受人員，終局人員及び未済人員の推移（庁別）

	累 計			平成21年			平成22年			平成23年			平成24年			平成25年			平成26年(5月末)		
	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済
総数	7,480	6,682	798	1,142	148	994	1,591	1,530	1,055	1,624	1,568	1,111	1,345	1,526	930	1,317	1,415	832	461	495	798
東京地裁本庁	668	593	75	98	9	89	149	138	100	138	136	102	120	132	90	119	137	72	44	41	75
東京地裁立川支部	220	198	22	43	4	39	51	54	36	46	40	42	31	48	25	39	38	26	10	14	22
横浜地裁本庁	349	321	28	41	3	38	82	65	55	88	84	59	59	81	37	62	61	38	17	27	28
横浜地裁小田原支部	62	54	8	9	2	7	9	12	4	20	12	12	6	14	4	14	8	10	4	6	8
さいたま地裁本庁	366	336	30	59	7	52	74	68	58	67	77	48	91	79	60	55	77	38	20	28	30
千葉地裁本庁	784	698	86	115	14	101	175	143	133	194	202	125	118	166	77	127	128	76	55	45	86
水戸地裁本庁	152	141	11	22	1	21	38	48	11	29	25	15	28	29	14	27	27	14	8	11	11
宇都宮地裁本庁	132	121	11	16	1	15	26	26	15	26	26	15	23	26	12	36	30	18	5	12	11
前橋地裁本庁	108	105	3	21	1	20	22	33	9	24	20	13	31	29	15	8	17	6	2	5	3
静岡地裁本庁	44	34	10	4	-	4	8	9	3	12	8	7	10	10	7	5	7	5	5	-	10
静岡地裁沼津支部	62	53	9	11	2	9	13	14	8	16	13	11	11	16	6	8	7	7	3	1	9
静岡地裁浜松支部	46	37	9	5	1	4	8	6	6	8	7	7	9	11	5	10	7	8	6	5	9
甲府地裁本庁	59	55	4	8	2	6	10	9	7	15	12	10	12	16	6	9	12	3	5	4	4
長野地裁本庁	46	44	2	11	1	10	12	14	8	10	11	7	8	12	3	4	4	3	1	2	2
長野地裁松本支部	39	36	3	7	1	6	9	7	8	7	11	4	6	6	4	7	8	3	3	3	3
新潟地裁本庁	66	62	4	7	-	7	17	17	7	20	14	13	10	16	7	8	12	3	4	3	4
大阪地裁本庁	639	554	85	108	12	96	119	126	89	130	113	106	123	123	106	122	134	94	37	46	85
大阪地裁堺支部	188	170	18	29	1	28	43	38	33	42	41	34	31	41	24	35	37	22	8	12	18
京都地裁本庁	159	135	24	20	3	17	35	22	30	28	35	23	40	29	34	21	36	19	15	10	24
神戸地裁本庁	219	192	27	31	4	27	52	48	31	36	43	24	44	38	30	47	43	34	9	16	27
神戸地裁姫路支部	63	53	10	20	1	19	12	19	12	9	14	7	7	9	5	10	6	9	5	4	10
奈良地裁本庁	59	53	6	9	4	5	11	7	9	13	11	11	17	18	10	6	8	8	3	5	6
大津地裁本庁	79	73	6	18	6	12	10	12	10	17	18	9	16	14	11	15	17	9	3	6	6
和歌山地裁本庁	64	53	11	10	2	8	19	18	9	11	11	9	7	7	9	12	11	10	5	4	11
名古屋地裁本庁	336	288	48	63	4	59	67	74	52	88	77	63	53	73	43	38	43	38	27	17	48
名古屋地裁岡崎支部	104	96	8	13	1	12	21	18	15	25	21	19	25	25	19	16	28	7	4	3	8
津地裁本庁	88	77	11	7	1	6	16	12	10	25	15	20	19	24	15	14	20	9	7	5	11
岐阜地裁本庁	112	93	19	17	4	13	25	21	17	18	23	12	15	19	8	30	19	19	7	7	19
福井地裁本庁	39	30	9	3	1	2	7	4	5	12	7	10	4	10	4	4	7	1	9	1	9
金沢地裁本庁	42	40	2	7	-	7	10	8	9	10	11	8	7	11	4	7	8	3	1	2	2
富山地裁本庁	31	30	1	1	1	-	10	7	3	8	4	7	5	9	3	7	5	5	-	4	1

	累 計			平成21年			平成22年			平成23年			平成24年			平成25年			平成26年(5月末)		
	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済
広島地裁本庁	170	143	27	23	4	19	36	24	31	33	34	30	29	36	23	39	31	31	10	14	27
山口地裁本庁	47	44	3	7	2	5	8	11	2	11	5	8	15	15	8	5	8	5	1	3	3
岡山地裁本庁	114	101	13	13	3	10	27	16	21	27	29	19	11	21	9	26	21	14	10	11	13
鳥取地裁本庁	19	14	5	5	2	3	2	3	2	4	3	3	-	2	1	4	1	4	4	3	5
松江地裁本庁	18	16	2	3	1	2	1	2	1	4	3	2	4	4	2	5	4	3	1	2	2
福岡地裁本庁	255	225	30	43	5	38	61	64	35	56	56	35	35	46	24	38	43	19	22	11	30
福岡地裁小倉支部	87	78	9	10	-	10	17	22	5	14	14	5	18	11	12	22	21	13	6	10	9
佐賀地裁本庁	45	41	4	7	1	6	5	9	2	8	6	4	11	10	5	12	14	3	2	1	4
長崎地裁本庁	45	43	2	14	2	12	6	15	3	8	5	6	8	11	3	7	7	3	2	3	2
大分地裁本庁	64	61	3	6	1	5	13	11	7	16	17	6	15	12	9	11	17	3	3	3	3
熊本地裁本庁	79	76	3	13	4	9	13	17	5	20	11	14	12	18	8	19	19	8	2	7	3
鹿児島地裁本庁	94	90	4	19	3	16	17	20	13	29	26	16	6	20	2	22	12	12	1	9	4
宮崎地裁本庁	48	43	5	6	2	4	9	9	4	11	8	7	14	12	9	2	9	2	6	3	5
那覇地裁本庁	81	73	8	15	1	14	18	24	8	16	19	5	11	13	3	15	12	6	6	4	8
仙台地裁本庁	101	97	4	18	6	12	28	29	11	26	17	20	13	21	12	14	21	5	2	3	4
福島地裁本庁	37	31	6	2	1	1	7	4	4	16	16	4	2	4	2	4	3	3	6	3	6
福島地裁郡山支部	74	67	7	14	2	12	24	21	15	11	22	4	10	7	7	9	11	5	6	4	7
山形地裁本庁	51	45	6	5	1	4	10	8	6	9	11	4	15	5	14	10	17	7	2	3	6
盛岡地裁本庁	30	26	4	2	-	2	6	4	4	7	6	5	5	6	4	10	9	5	-	1	4
秋田地裁本庁	30	25	5	3	1	2	5	3	4	4	4	4	8	7	5	7	7	5	3	3	5
青森地裁本庁	75	69	6	7	2	5	23	17	11	11	15	7	23	13	17	9	19	7	2	3	6
札幌地裁本庁	168	155	13	30	4	26	39	35	30	30	37	23	25	34	14	37	28	23	7	17	13
函館地裁本庁	28	28	-	2	-	2	6	5	3	7	7	3	6	6	3	7	8	2	-	2	-
旭川地裁本庁	27	26	1	5	-	5	6	6	5	4	8	1	7	4	4	4	7	1	1	1	1
釧路地裁本庁	43	43	-	2	-	2	6	3	5	12	11	6	12	10	8	11	15	4	-	4	-
高松地裁本庁	78	65	13	7	1	6	19	18	7	16	13	10	13	16	7	10	13	4	13	4	13
徳島地裁本庁	36	34	2	7	2	5	5	7	3	7	8	2	7	7	2	10	8	4	-	2	2
高知地裁本庁	34	33	1	13	1	12	3	14	1	6	5	2	3	4	1	8	5	4	1	4	1
松山地裁本庁	77	65	12	8	2	6	11	12	5	9	10	4	21	10	15	18	23	10	10	8	12

(注) 1 刑事局の調査による実人員である。

2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

3 訴因変更により裁判員裁判対象事件となった事件は、訴因変更決定日ではなく、起訴日をもって新受欄の当該箇所計上した。

4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

5 概数である。

図表2 新受人員の推移（罪名別）

	累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年 (5月末)
総数	8,210	1,196	1,797	1,785	1,457	1,465	510
強盗致傷	1,975	295	468	411	329	340	132
殺人	1,710	270	350	371	313	303	103
現住建造物等放火	758	98	179	167	128	141	45
傷害致死	704	70	141	169	146	136	42
覚せい剤取締法違反	679	90	153	173	105	105	53
(準)強姦致死傷	623	88	111	137	124	121	42
(準)強制わいせつ致死傷	547	58	105	105	109	135	35
強盗強姦	374	61	99	83	59	57	15
強盗致死(強盗殺人)	221	51	43	37	37	37	16
偽造通貨行使	171	34	60	30	34	12	1
危険運転致死	103	13	17	20	27	21	5
通貨偽造	91	14	18	20	19	17	3
集団(準)強姦致死傷	53	13	2	17	6	9	6
逮捕監禁致死	51	4	18	21	1	4	3
銃砲刀剣類所持等取締法違反	39	13	5	3	4	10	4
保護責任者遺棄致死	38	7	9	12	4	5	1
組織的犯罪処罰法違反	14	6	5	-	-	3	-
爆発物取締罰則違反	13	6	-	-	5	2	-
麻薬特例法違反	13	1	5	3	2	1	1
麻薬及び向精神薬取締法違反	9	1	3	1	2	2	-
身代金拐取	6	-	3	-	1	1	1
その他	18	3	3	5	2	3	2

(注) 1 刑事月報による延べ人員である。

2 受理後の罰条の変更等により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。

3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。

4 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。

5 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。

6 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。

7 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

8 速報値である。

図表5 裁判員候補者名簿記載者数，各段階における裁判員候補者数及び選任された裁判員・補充裁判員の数の推移

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年 (5月末)	
イ	裁判員候補者名簿記載者数	1,737,106	295,036	344,900	315,940	285,530	259,200	236,500	
ロ	名簿使用率(%) (「ハ」/「イ」)	34.2	4.5	36.7	41.7	47.5	52.2	21.6	
ハ	選定された裁判員候補者数	593,644 [90.7]	13,423 [94.5]	126,465 [84.0]	131,880 [86.5]	135,535 [90.4]	135,207 [97.5]	51,134 [105.9]	
ニ	調査票により辞退等が認められた裁判員候補者数	167,538	3,785	32,245	37,771	38,488	39,666	15,583	
ホ	期日の通知・質問票を送付した裁判員候補者数 (「ハ」-「ニ」)	426,106 [65.1]	9,638 [67.9]	94,220 [62.6]	94,109 [61.7]	97,047 [64.7]	95,541 [68.9]	35,551 [73.6]	
ヘ	質問票により辞退等が認められた裁判員候補者数	177,412	3,185	34,147	37,756	42,443	43,451	16,430	
ト	選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者数 (「ホ」-「ヘ」)	248,694	6,453	60,073	56,353	54,604	52,090	19,121	
チ	選任手続期日に出席した裁判員候補者数	191,691 [29.3]	5,415 [38.1]	48,422 [32.2]	44,150 [29.0]	41,526 [27.7]	38,527 [27.8]	13,651 [28.3]	
リ	出席率(%)	(「チ」/「ハ」)	32.3	40.3	38.3	33.5	30.6	28.5	26.7
		(「チ」/「ト」)	77.1	83.9	80.6	78.3	76.0	74.0	71.4
ヌ	選任手続期日当日に辞退等により不選任決定がされた裁判員候補者数	50,469	1,326	11,850	11,308	10,933	11,055	3,997	
ル	(a)	辞退が認められた裁判員候補者の総数	354,118	7,134	66,977	77,909	83,426	85,615	33,057
	(b)	辞退率(%) (「ル(a)」/「ハ」)	59.7	53.1	53.0	59.1	61.6	63.3	64.6
ヲ	くじの母数となった候補者数に、理由なし不選任数を加えたもの	165,450 [25.3]	4,802 [33.8]	42,559 [28.3]	38,274 [25.1]	35,768 [23.8]	32,586 [23.5]	11,461 [23.7]	
ワ	選任された裁判員の数	37,698	838	8,673	8,815	8,633	7,937	2,802	
カ	選任された補充裁判員の数	12,885	346	3,067	2,988	2,906	2,622	956	

- (注) 1 「イ」は刑事局の集計結果、「ワ」及び「カ」は刑事局への個別報告に基づく実人員であり、概数である。
2 「ハ」ないし「ヲ」は刑事通常第一審事件票による延べ人員であり、速報値である。
3 「ニ」及び「ヘ」には、辞退が認められた人のほか、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置または呼出取消しがされたものが含まれ、さらに前者には、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知等が不到達であったものが含まれる。
4 「ト」には、そもそも呼出状が到達しておらず、現実的には出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれる。
5 「ル(a)」のうち、平成21年及び平成22年の人数には、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置がされたもの、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知等が不到達であったものが含まれる。
6 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。
7 []は、判決人員(累計6,543人、平成21年142人、平成22年1,506人、平成23年1,525人、平成24年1,500人、平成25年1,387人、平成26年483人)1人当たりの平均である。なお、判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。

図表 1 8 平均審理期間及び平均公判前整理手続期間の推移（自白否認別）

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年 (5月末)
総数	判決人員	6,543	142	1,506	1,525	1,500	1,387	483
	平均審理期間（月）	8.7	5.0	8.3	8.9	9.3	8.9	8.6
	公判前整理手続期間の平均(月)	6.4	2.8	5.4	6.4	7.0	6.9	6.9
	公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	2.3	2.2	2.9	2.5	2.3	2.0	1.7
自白	判決人員	3,758	114	970	885	806	725	258
	平均審理期間（月）	7.2	4.8	7.4	7.3	7.2	7.1	6.7
	公判前整理手続期間の平均(月)	5.0	2.8	4.6	5.0	5.2	5.4	5.3
	公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	2.2	2.0	2.8	2.3	2.0	1.7	1.4
否認	判決人員	2,785	28	536	640	694	662	225
	平均審理期間(月)	10.8	5.6	9.8	10.9	11.7	10.9	10.8
	公判前整理手続期間の平均(月)	8.2	3.1	6.8	8.3	9.1	8.5	8.6
	公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	2.6	2.5	3.0	2.6	2.6	2.4	2.2

（注）1 刑事通常第一審事件票による。

2 判決人員は実人員である。

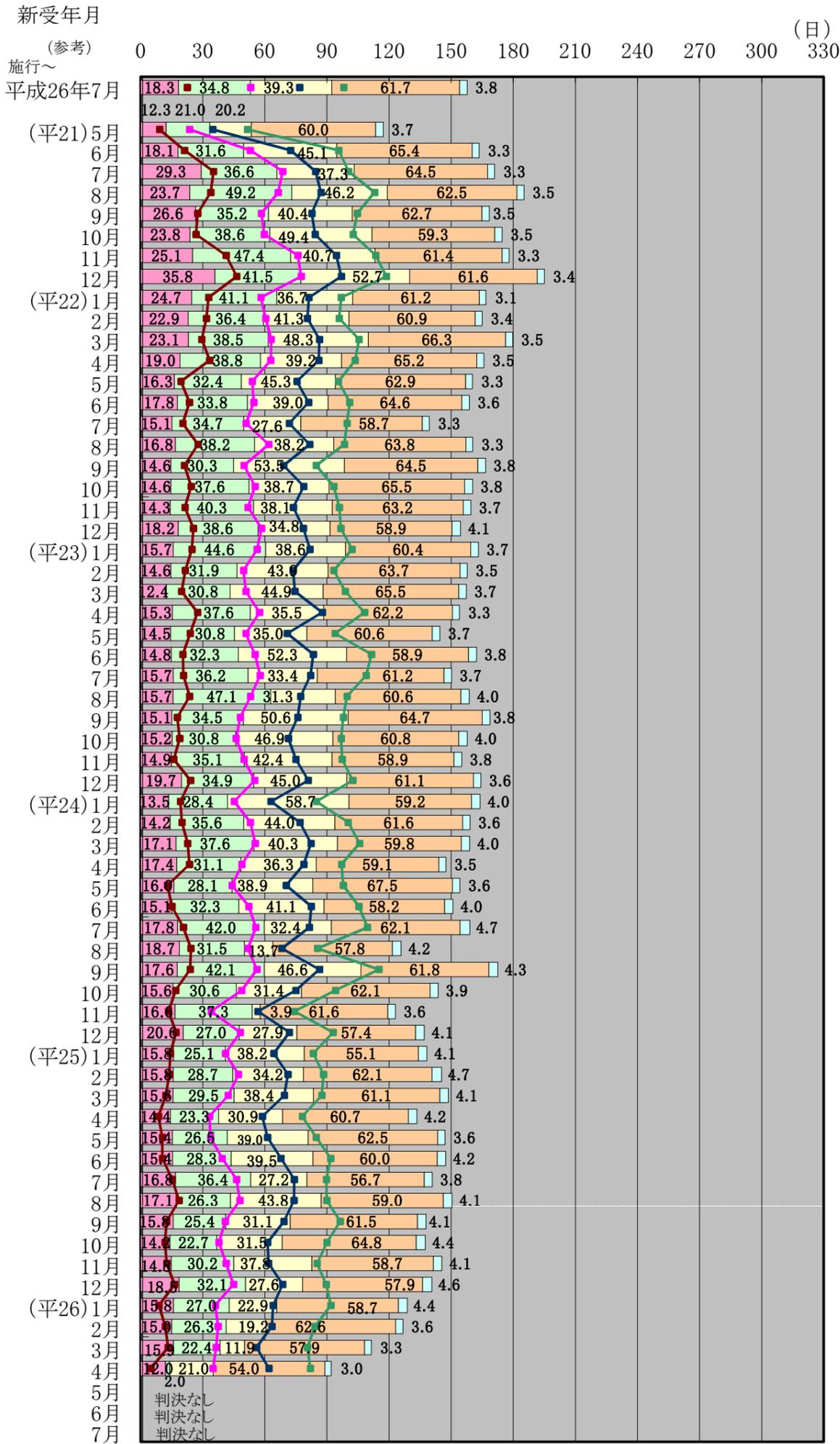
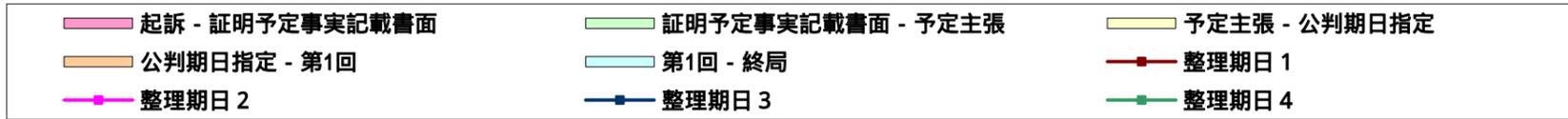
3 「公判前整理手続期間の平均（月）」は、裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期間整理手続に付されたもの等を除外して算出した。

4 判決人員には少年法 5 5 条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。

5 裁判員法 3 条 1 項の除外決定があったものを除く。

6 速報値である。

図表 2 2 公判前整理手続段階別の平均日数
【鑑定・追起訴等を含まない自白事件（審理日数4日以内）・起訴月別】



新受年・月	新受人員		平均審理期間(日)	
	うち判決人員(割合)	うち審理日数4日以内		
施行～	1,879			
平26年7月	1,667 (88.7%)	1,402	157.8	
(平21)5月	7	7 (100.0%)	6	117.2
6月	33	33 (100.0%)	30	163.5
7月	36	36 (100.0%)	35	170.9
8月	36	36 (100.0%)	33	185.1
9月	38	38 (100.0%)	34	168.4
10月	33	33 (100.0%)	33	174.6
11月	29	29 (100.0%)	29	177.9
12月	42	42 (100.0%)	42	195.0
(平22)1月	20	20 (100.0%)	20	166.7
2月	27	27 (100.0%)	26	165.0
3月	51	51 (100.0%)	46	179.8
4月	38	38 (100.0%)	33	165.8
5月	22	22 (100.0%)	19	160.2
6月	45	45 (100.0%)	38	158.8
7月	31	31 (100.0%)	29	139.3
8月	29	29 (100.0%)	18	160.3
9月	25	25 (100.0%)	24	166.6
10月	28	28 (100.0%)	22	160.3
11月	29	29 (100.0%)	28	159.5
12月	38	38 (100.0%)	31	154.5
(平23)1月	21	21 (100.0%)	18	163.1
2月	22	22 (100.0%)	19	157.7
3月	22	22 (100.0%)	19	157.3
4月	25	25 (100.0%)	25	153.9
5月	29	29 (100.0%)	26	144.5
6月	36	36 (100.0%)	32	162.2
7月	26	26 (100.0%)	23	150.2
8月	36	36 (100.0%)	31	158.6
9月	41	41 (100.0%)	33	168.7
10月	28	28 (100.0%)	24	157.7
11月	34	34 (100.0%)	28	155.1
12月	42	42 (100.0%)	34	164.4
(平24)1月	15	15 (100.0%)	13	163.8
2月	32	32 (100.0%)	25	159.1
3月	29	29 (100.0%)	23	158.9
4月	21	21 (100.0%)	15	147.5
5月	29	29 (100.0%)	27	154.2
6月	31	31 (100.0%)	29	150.8
7月	27	27 (100.0%)	24	159.0
8月	17	17 (100.0%)	13	125.8
9月	32	32 (100.0%)	28	172.5
10月	30	30 (100.0%)	26	143.7
11月	17	17 (100.0%)	10	123.0
12月	18	18 (100.0%)	14	136.9
(平25)1月	26	26 (100.0%)	16	138.3
2月	23	23 (100.0%)	13	145.4
3月	28	28 (100.0%)	23	148.6
4月	17	17 (100.0%)	11	133.5
5月	30	29 (96.7%)	24	147.0
6月	36	34 (94.4%)	24	147.4
7月	37	37 (100.0%)	28	140.8
8月	24	24 (100.0%)	18	150.3
9月	28	26 (92.9%)	20	137.8
10月	28	28 (100.0%)	20	137.5
11月	30	28 (93.3%)	16	145.5
12月	32	31 (96.9%)	21	140.7
(平26)1月	16	13 (81.3%)	11	128.8
2月	23	14 (60.9%)	12	126.7
3月	32	10 (31.3%)	9	111.4
4月	25	2 (8.0%)	1	
5月	34	- (0.0%)	-	
6月	43	- (0.0%)	-	
7月	70	- (0.0%)	-	

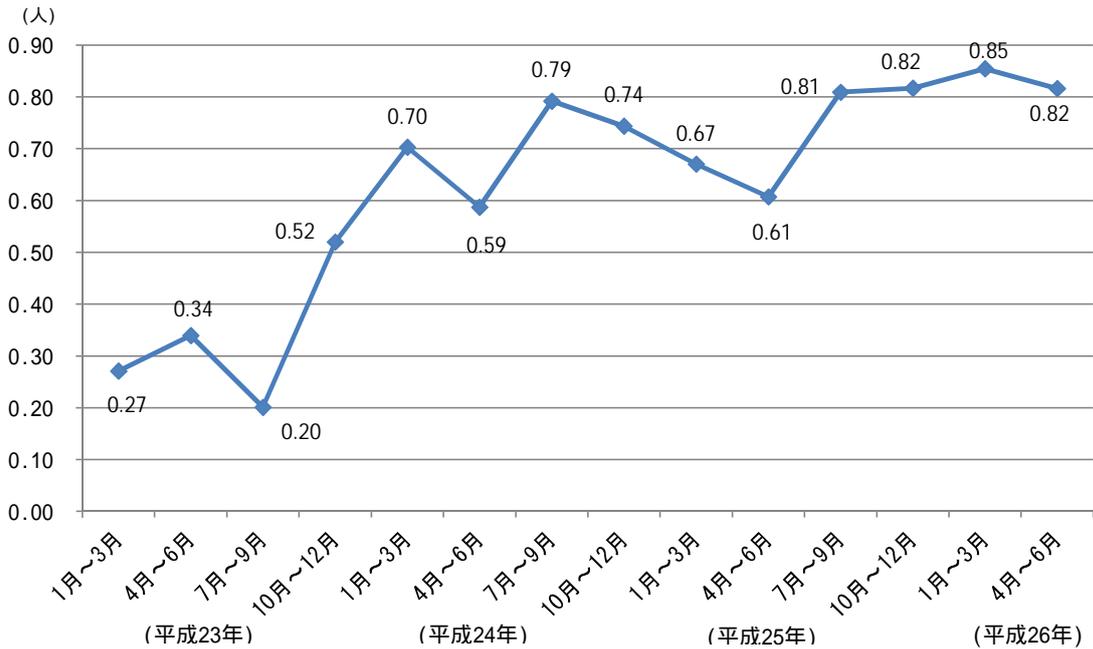
(注) 1 裁判員裁判対象事件のうち、鑑定、追起訴、訴因変更、通訳及び弁護士辞任・解任を含まない自白事件を対象とした。
2 整理期日には、事実上の打合せも含む。

図表 2 9 平均実審理期間及び平均開廷回数の推移（自白否認別）

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年 (5月末)
総数	判決人員	6,543	142	1,506	1,525	1,500	1,387	483
	平均実審理期間(日)	6.7	3.7	4.9	6.2	7.4	8.1	8.3
	平均開廷回数(回)	4.2	3.3	3.8	4.1	4.5	4.5	4.6
自白	判決人員	3,758	114	970	885	806	725	258
	平均実審理期間(日)	4.8	3.5	4.0	4.5	5.0	5.8	5.6
	平均開廷回数(回)	3.6	3.2	3.5	3.6	3.7	3.8	3.7
否認	判決人員	2,785	28	536	640	694	662	225
	平均実審理期間(日)	9.2	4.7	6.6	8.5	10.1	10.6	11.4
	平均開廷回数(回)	5.1	3.7	4.4	4.9	5.5	5.4	5.6

- (注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事局の調査による。
 2 判決人員は実人員である。
 3 実審理期間は、次の方法により算出した。なお、最長のもは95日であり、最短のもは2日である。
 (1) 区分審理を行ったものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間の合計を実審理期間とした。
 (2) 裁判官のみで第1回公判を開いた後、裁判員裁判対象事件で追起訴があったため裁判員の参加する合議体で審理されて終局したものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。
 (3) 東日本大震災の影響で公判期日が延期され、裁判員が解任されたものについては、改めて選任された裁判員の参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。
 (4) (1)～(3)以外のものについては、第1回公判から終局までの期間を実審理期間とした。
 4 開廷回数には、3(2)の場合の、裁判官のみで行われた公判の回数を含む。
 5 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
 6 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 7 速報値である。

図表 3 4 自白事件における犯罪事実立証のための平均取調べ証人数（検察官請求）



期 間	件数	犯罪事実立証のための取調べ証人数	1件当たりの証人数
平成23年 1月～3月	203	55	0.27
4月～6月	165	56	0.34
7月～9月	199	40	0.20
10月～12月	225	117	0.52
平成24年 1月～3月	202	142	0.70
4月～6月	172	101	0.59
7月～9月	173	137	0.79
10月～12月	195	145	0.74
平成25年 1月～3月	182	122	0.67
4月～6月	140	85	0.61
7月～9月	131	106	0.81
10月～12月	202	165	0.82
平成26年 1月～3月	158	135	0.85
4月～6月	136	111	0.82
合計	2,483	1,517	0.61

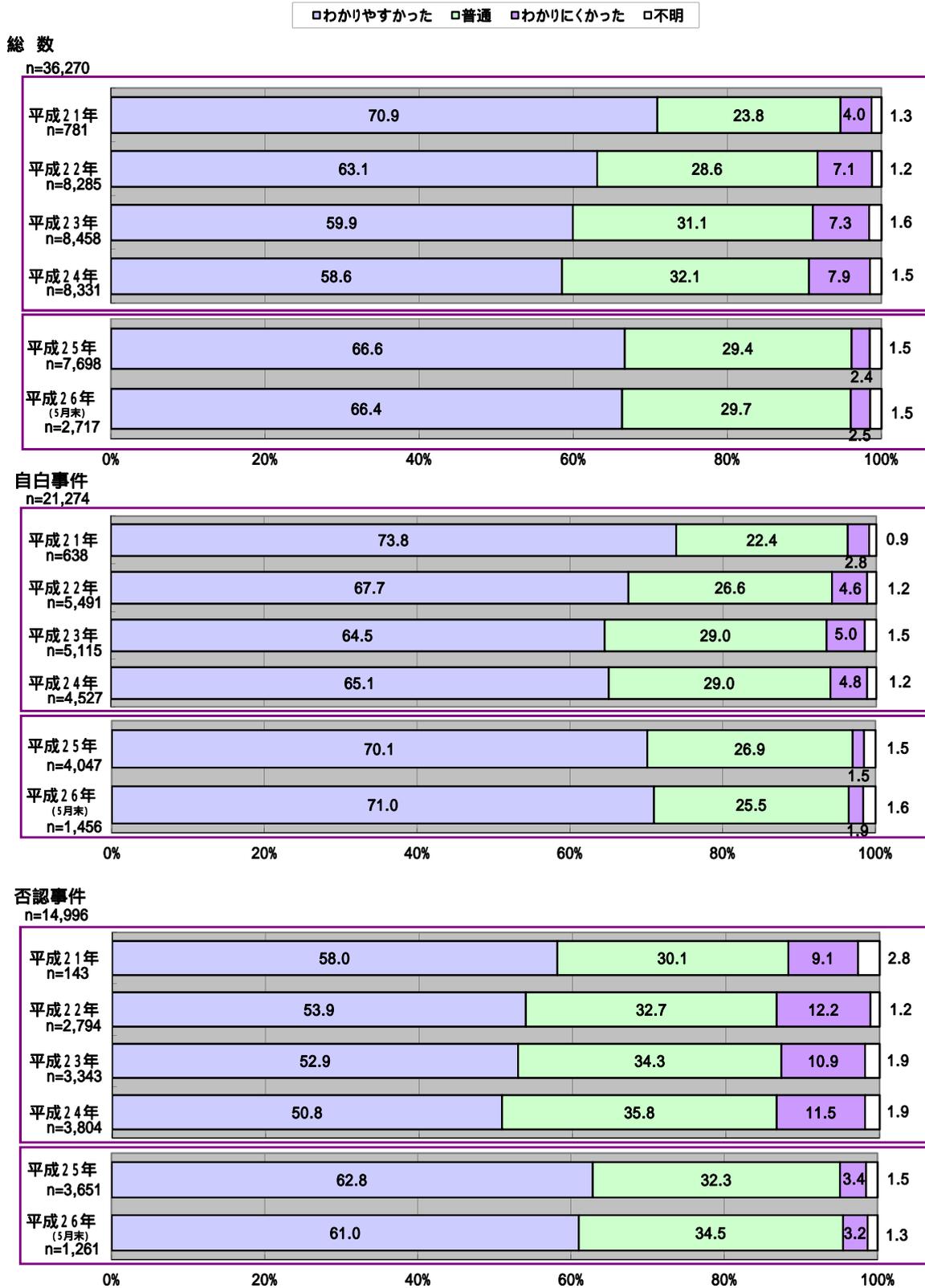
犯罪事実立証のための取調べ証人が情状立証のための取調べ証人が判明しているものに限りに計上した。

図表 3 6 平均取調べ証人数の推移（自白否認別）

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年 (5月末)
総数	判決件数	6,167	138	1,423	1,442	1,415	1,294	455
	取調べ証人実人数	2.6	1.6	2.1	2.3	3.0	2.9	3.1
	検察官請求証人数	1.6	0.7	1.1	1.3	2.0	2.0	2.1
	弁護士側請求証人数	1.3	1.1	1.3	1.2	1.3	1.3	1.3
自白	判決件数	3,490	110	905	818	753	662	242
	取調べ証人実人数	1.6	1.4	1.5	1.5	1.8	1.9	1.9
	検察官請求証人数	0.6	0.5	0.4	0.4	0.8	0.8	0.9
	弁護士側請求証人数	1.2	1.0	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
否認	判決件数	2,677	28	518	624	662	632	213
	取調べ証人実人数	3.8	2.4	3.3	3.4	4.3	4.1	4.5
	検察官請求証人数	2.9	1.2	2.3	2.5	3.4	3.1	3.5
	弁護士側請求証人数	1.3	1.3	1.3	1.2	1.4	1.3	1.5

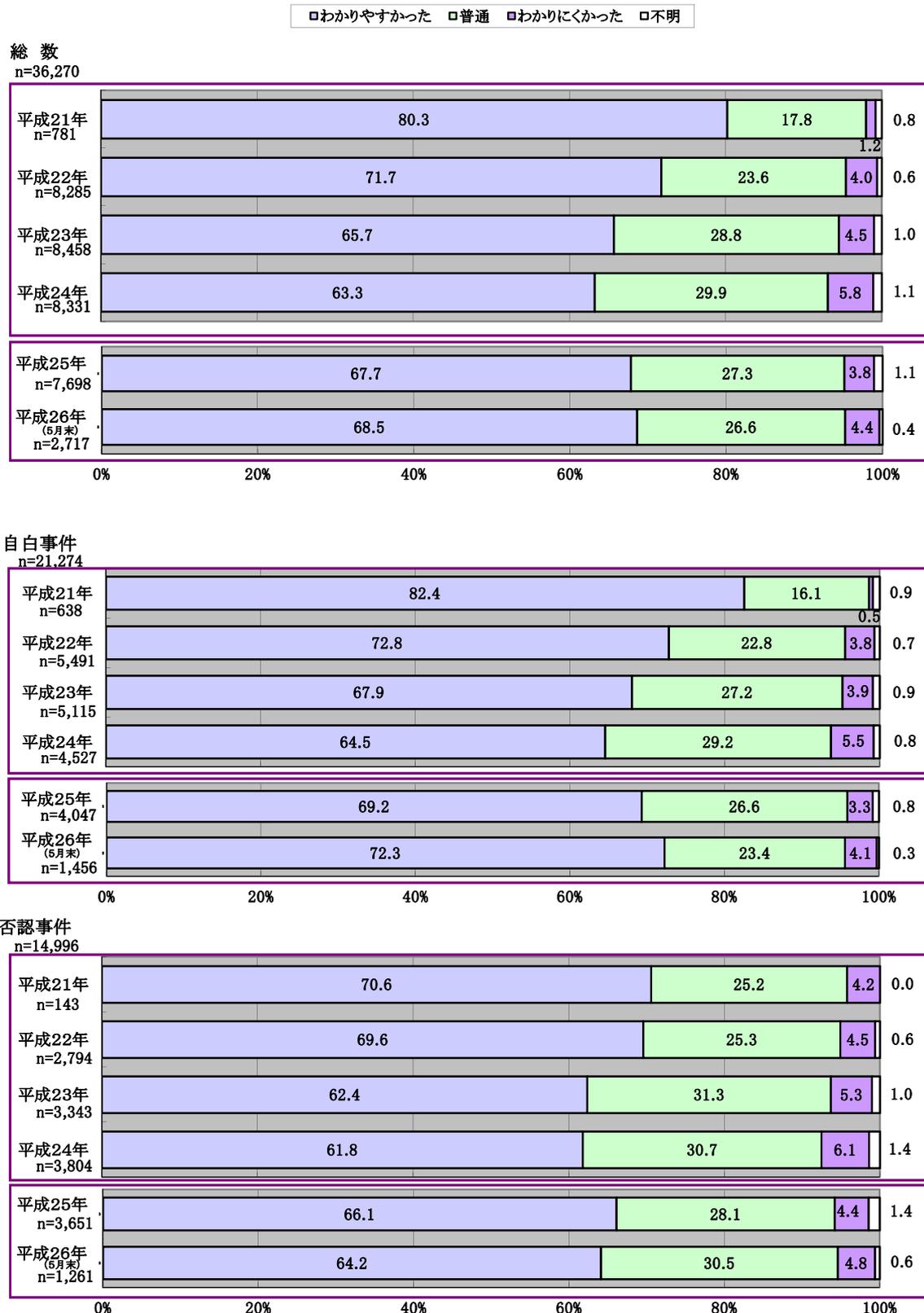
- (注) 1 刑事局への個別報告による件数建てである。
 2 証人の数は、刑事局への個別報告による人員であり、相被告人のみの関係で取り調べた証人を含む。
 3 双方請求の場合には、「検察官請求証人数」及び「弁護士側請求証人数」に重複して計上した。
 4 「取調べ証人実人数」には、職権で取り調べた証人を含む。
 5 判決件数には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
 6 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 7 概数である。

図表 3 7 審理内容のわかりやすさについての裁判員経験者アンケート結果の推移
(自白否認別)



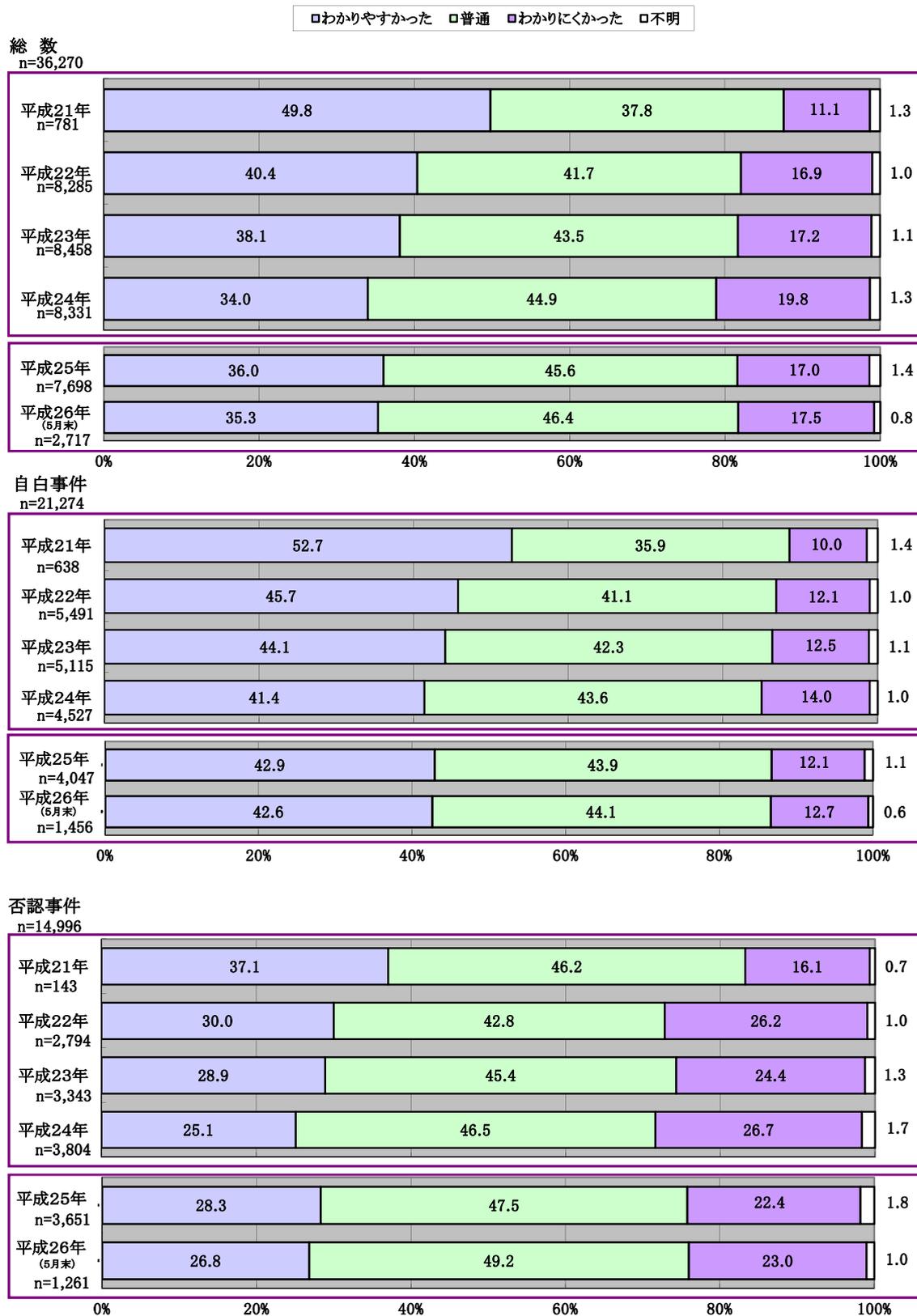
(注) 平成25年1月から、アンケートの様式を一部変更している。

図表 3 8 法廷での説明等のわかりやすさ（検察官）についての裁判員経験者アンケート結果の推移（自白否認別）

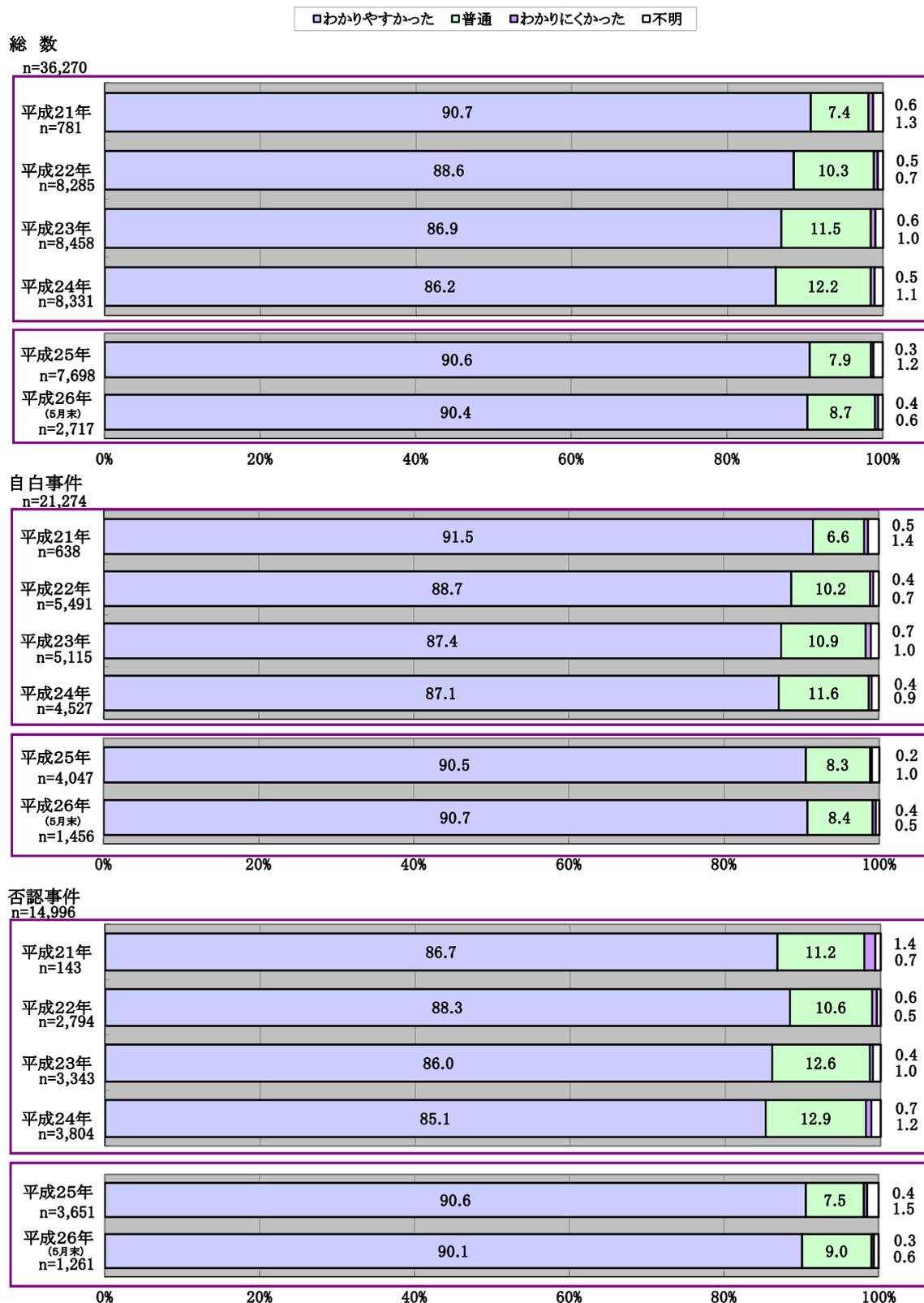


(注) 平成25年1月から、アンケートの様式を一部変更している。

図表 3 9 法廷での説明等のわかりやすさ（弁護士）についての裁判員経験者アンケート結果の推移（自白否認別）

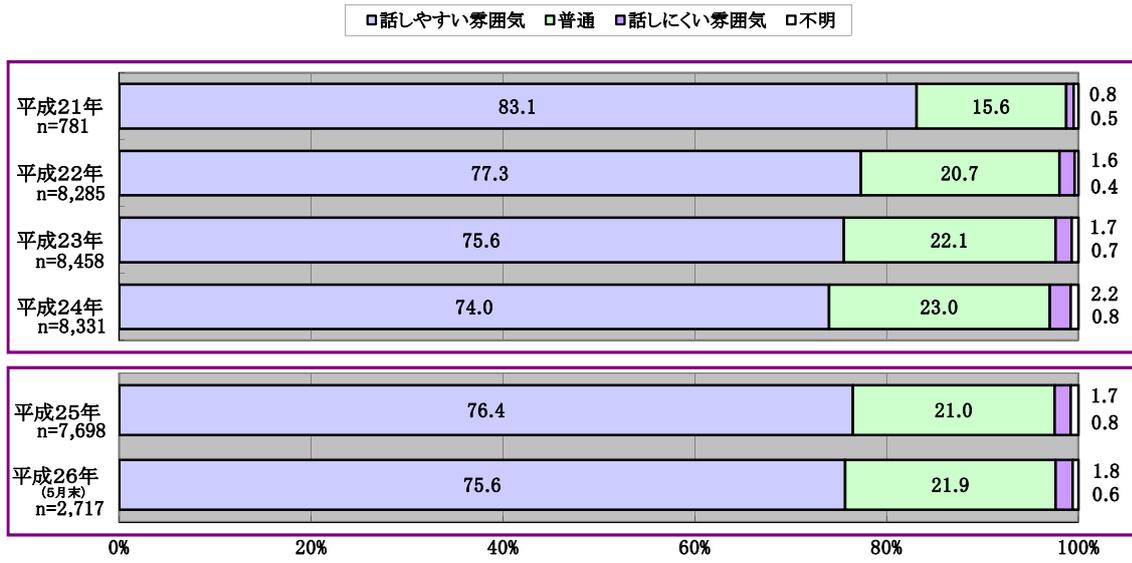


図表 4 0 説明のわかりやすさ（裁判官）についての裁判員経験者アンケート結果の推移
（自白否認別）



(注) 欄外の数値の上段は「わかりにくかった」、下段は「不明」の数値である。
平成25年1月から、アンケートの様式を一部変更している。

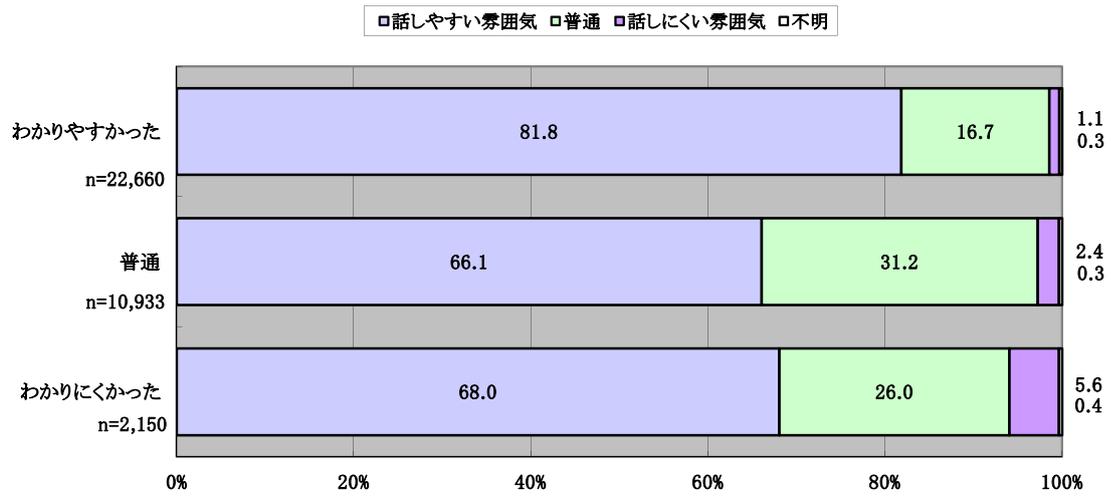
図表 4 6 評議における話しやすさについての裁判員経験者アンケート結果の推移



(注) 欄外の数値の上段は「話にくい雰囲気」、下段は「不明」の数値である。

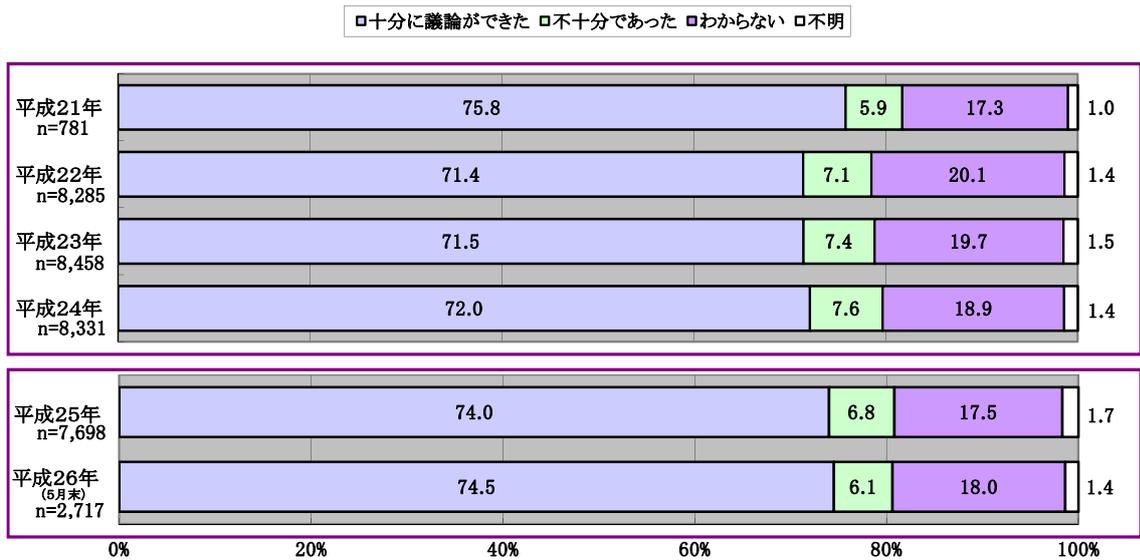
図表 4 7 評議における話しやすさについての裁判員経験者アンケート結果（審理のわかりやすさ別）

制度施行～平成26年5月末



(注) 欄外の数値の上段は「話しにくい雰囲気」、下段は「不明」の数値である。

図表 4 8 評議における議論の充実度についての裁判員経験者アンケート結果の推移



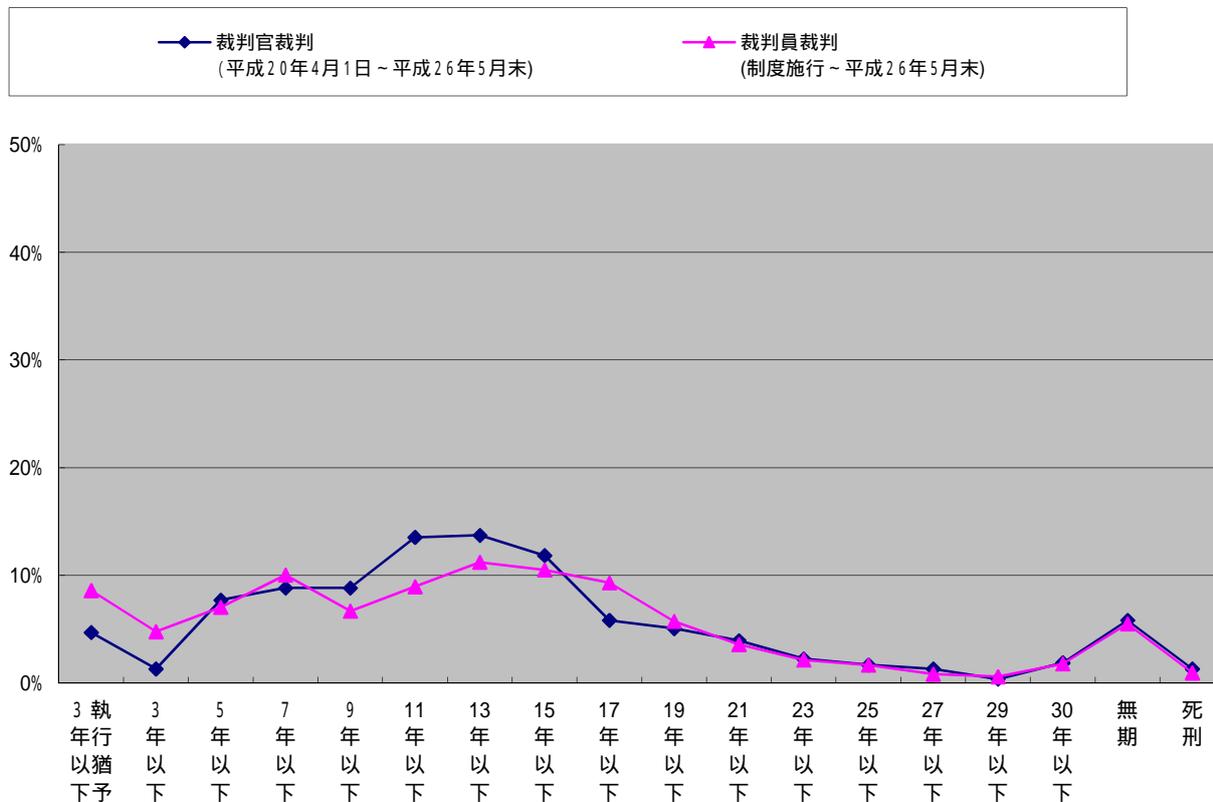
図表 5 1 終局区分別（量刑分布を含む）の終局人員及び控訴人員（罪名別）

制度施行～平成26年5月末

	終局人員	終局区分別																	控訴人員	控訴率（%）			
		有罪															無罪	家裁へ移送			その他		
		有罪人員	死刑	無期懲役	有期懲役							執行猶予	執行猶予	罰金	刑の免除								
					30年以下	25年以下	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下					3年以下						実刑	執行猶予
総数	6,682	6,504	21	139	68	94	292	701	1,300	1,305	1,122	409	1,047	564	1	1	4	1	34	5	139	2,292	35.1
強盗致傷	1,490	1,449	-	-	1	4	20	96	320	415	357	66	170	114	-	-	-	-	2	3	36	513	35.4
殺人	1,465	1,433	8	46	28	34	161	241	178	197	161	88	291	122	-	-	-	-	6	1	25	491	34.1
傷害致死	655	643	-	-	-	4	1	58	164	156	136	50	74	15	-	-	-	-	6	1	5	244	37.6
現住建造物等放火	614	602	-	1	1	2	7	19	29	83	163	69	228	153	-	-	-	-	1	-	11	115	19.1
覚せい剤取締法違反	583	555	-	-	-	20	90	292	127	15	8	3	2	-	-	-	-	-	16	-	12	281	49.2
(準)強姦致死傷	426	404	-	-	11	11	20	59	96	113	68	13	13	10	-	-	-	-	-	-	22	160	39.6
(準)強制わいせつ致死傷	380	375	-	-	-	2	8	21	46	98	59	141	101	-	-	-	-	-	-	-	5	77	20.5
強盗強姦	189	176	-	5	15	19	23	51	47	12	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	13	76	43.2
強盗致死(強盗殺人)	181	178	13	84	11	16	19	23	9	3	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	114	63.7
麻薬特例法違反	172	172	-	-	-	3	20	48	72	28	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	68	39.5
偽造通貨行使	116	116	-	-	-	-	-	1	1	28	16	70	25	-	-	-	-	-	-	-	-	15	12.9
危険運転致死	99	99	-	-	1	1	10	40	25	12	9	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	36	36.4
逮捕監禁致死	48	48	-	-	-	-	4	10	8	12	4	10	2	-	-	-	-	-	-	-	-	17	35.4
集団(準)強姦致死傷	37	36	-	1	-	2	6	3	13	6	1	1	3	3	-	-	-	-	-	-	1	13	36.1
保護責任者遺棄致死	36	35	-	-	-	-	1	5	10	9	4	6	3	-	-	-	-	-	1	-	-	12	33.3
傷害	28	28	-	-	-	-	-	1	-	9	6	12	5	-	-	-	-	-	-	-	-	6	21.4
銃刀法違反	27	24	-	-	-	-	6	4	10	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	10	41.7
通貨偽造	23	21	-	-	-	-	-	-	-	6	3	12	3	-	-	-	-	-	-	-	2	2	9.5
強盗	22	22	-	-	-	2	1	5	7	6	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	27.3
組織的犯罪処罰法違反	15	14	-	2	-	5	2	-	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	10	66.7
(準)強姦	13	13	-	-	-	1	1	6	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	15.4
爆発物取締罰則違反	9	8	-	1	1	1	2	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	6	75.0
麻薬取締法違反	9	9	-	-	-	3	3	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	44.4
自殺関与及び同意殺人	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	20.0
窃盗	5	5	-	-	-	-	-	-	-	1	1	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	20.0
海賊行為処罰法違反	5	4	-	-	-	-	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	100.0
建造物等以外放火	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	33.3
暴行	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-
拐取者身の代金取得等	3	3	-	-	-	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非現住建造物等放火	2	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建造物等延焼	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	50.0
激発物破裂	2	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	50.0
集団(準)強姦	2	2	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	100.0
身の代金拐取	2	2	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
道路交通法違反	2	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	50.0
ガス漏出等致死	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(準)強制わいせつ	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
死体損壊等	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
業務上過失致死	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車運転過失致死	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
常習累犯強盗	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
恐喝	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
関税法違反	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100.0
出入国管理及び難民認定法違反	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100.0

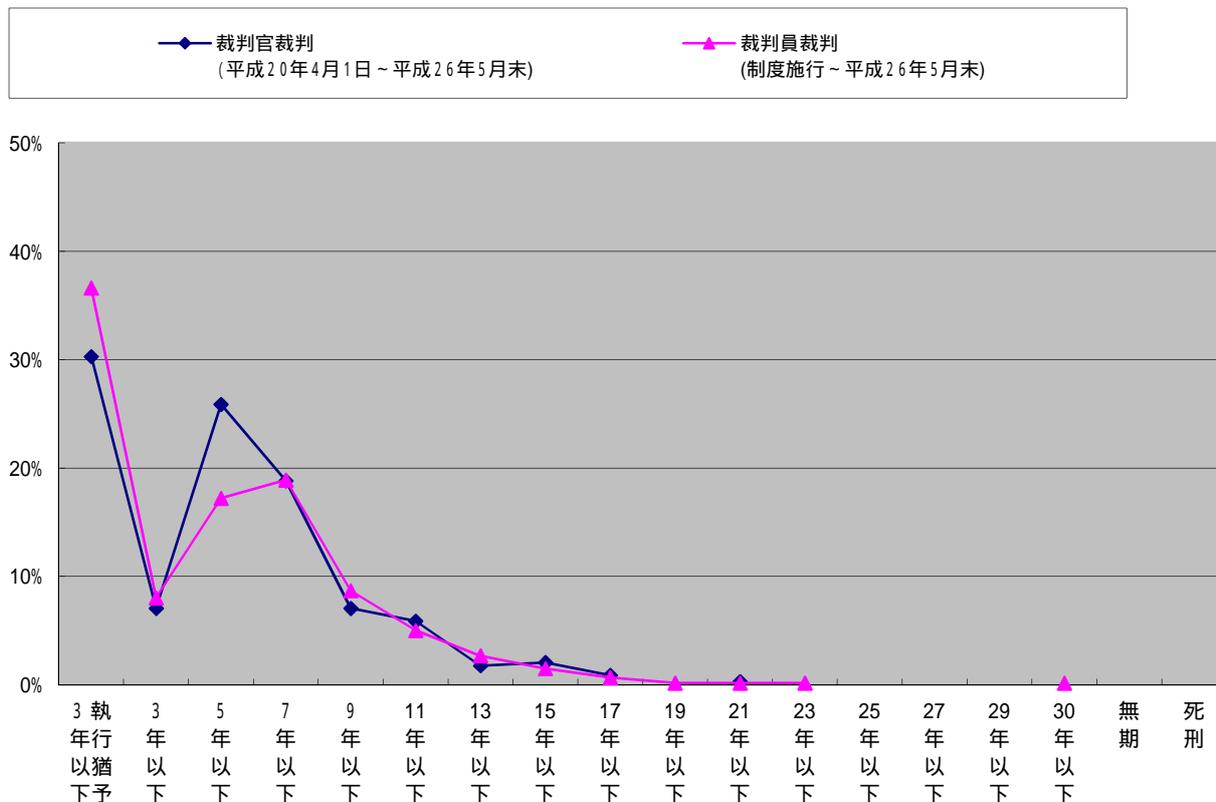
(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 「その他」は、公訴棄却、移送(少年法55条による家裁移送を除く。)等である。
 3 未達処罰規定のある罪名については、未達のものを含む。
 4 有罪(一部無罪を含む。)の場合は処断罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判対象事件の罪名(裁判員裁判対象事件が複数あるときは、法定刑が最も重いもの)を、それぞれ計上した。
 5 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰金の変更等の場合などにおいては、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名で計上されることがある。
 6 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。
 7 「銃刀法」は、「銃砲刀剣類所持等取締法」の略である。
 8 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。
 9 「麻薬取締法」は、「麻薬及び向精神薬取締法」の略である。
 10 「海賊行為処罰法」は、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」の略である。
 11 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 12 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。
 13 速報値である。

図表5 2 - 1 量刑分布の比較（殺人既遂）



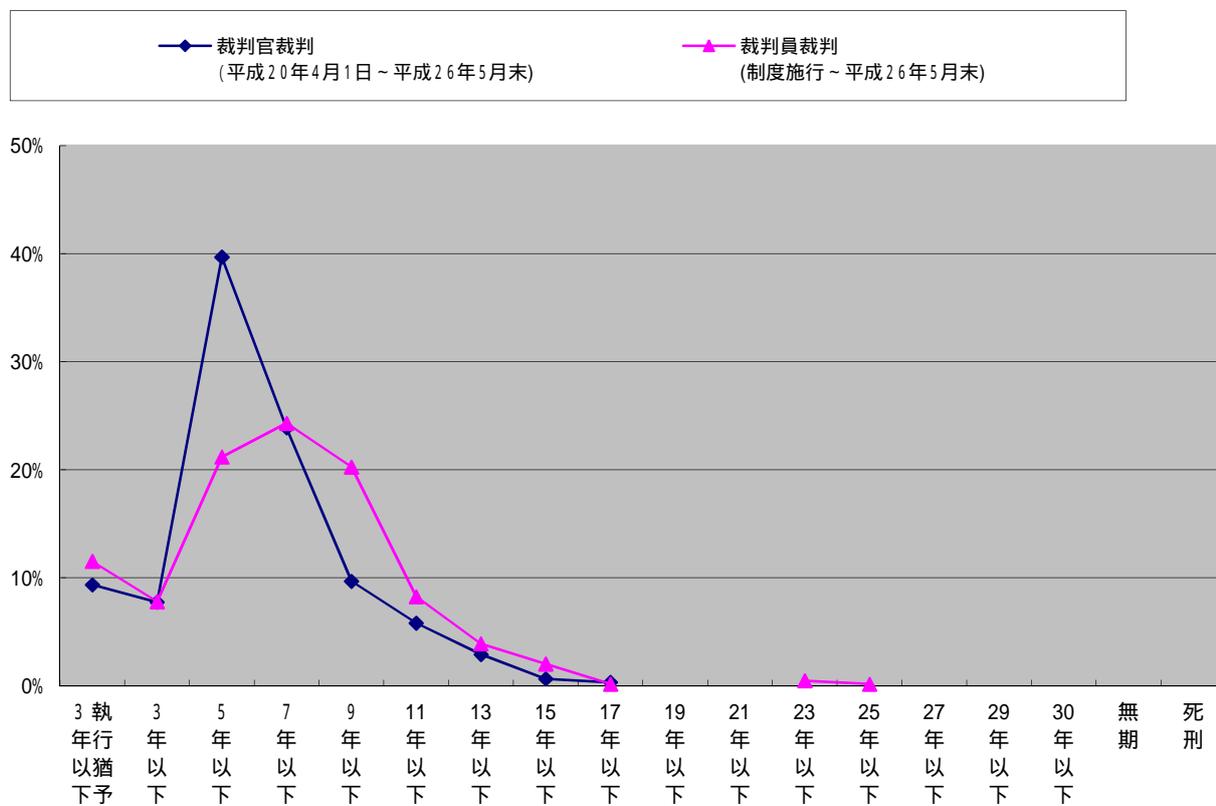
		裁判官裁判	裁判員裁判
判決人員		532	837
有期懲役	3年以下	執行猶予	25
		実刑	7
	5年以下	41	59
	7年以下	47	84
	9年以下	47	56
	11年以下	72	75
	13年以下	73	94
	15年以下	63	88
	17年以下	31	78
	19年以下	27	48
	21年以下	21	30
	23年以下	12	18
	25年以下	9	14
	27年以下	7	7
	29年以下	2	5
30年以下	10	15	
無期懲役		31	46
死刑		7	8

図表 5 2 - 2 量刑分布の比較 (殺人未遂)



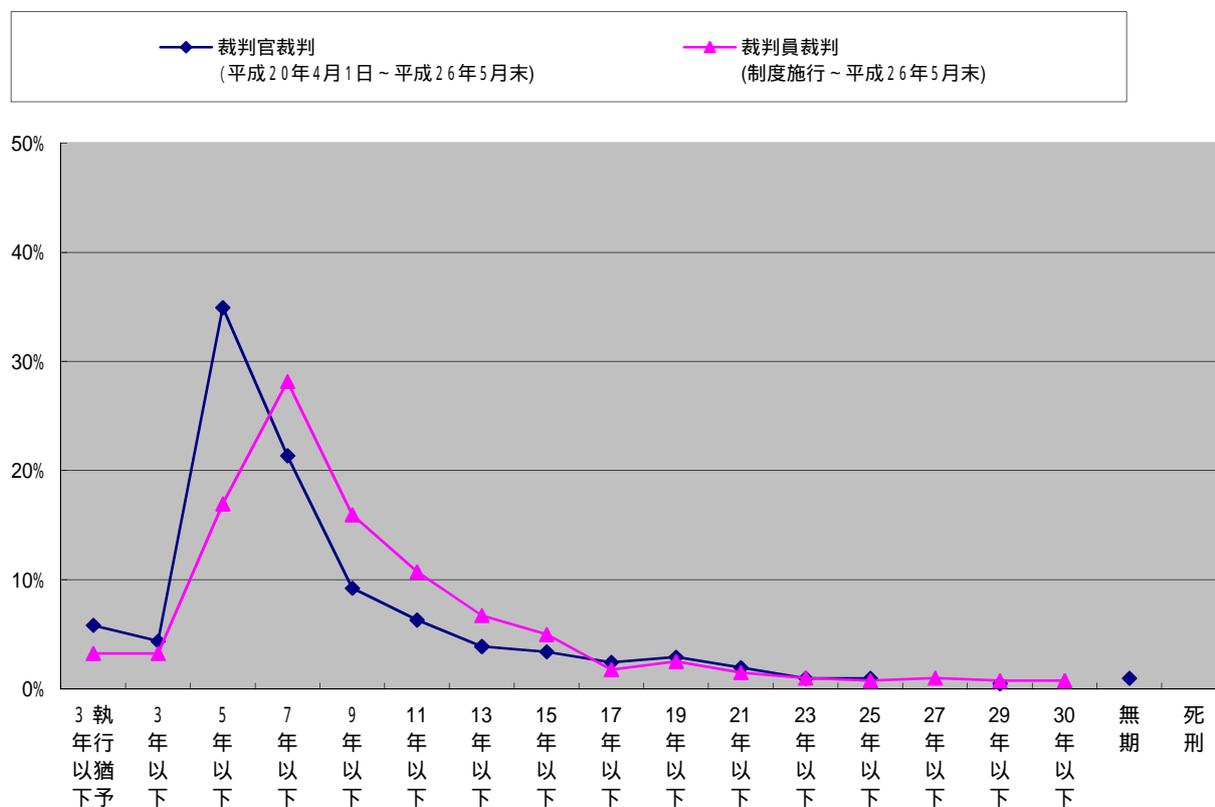
		裁判官裁判	裁判員裁判
判決人員		340	598
有期懲役	3年以下	執行猶予	219
		実刑	48
	5年以下	88	103
	7年以下	64	113
	9年以下	24	52
	11年以下	20	30
	13年以下	6	16
	15年以下	7	9
	17年以下	3	4
	19年以下	-	1
	21年以下	1	1
	23年以下	-	1
	25年以下	-	-
	27年以下	-	-
29年以下	-	-	
30年以下	-	1	
無期懲役		-	-
死刑		-	-

図表 5 2 - 3 量刑分布の比較（傷害致死）



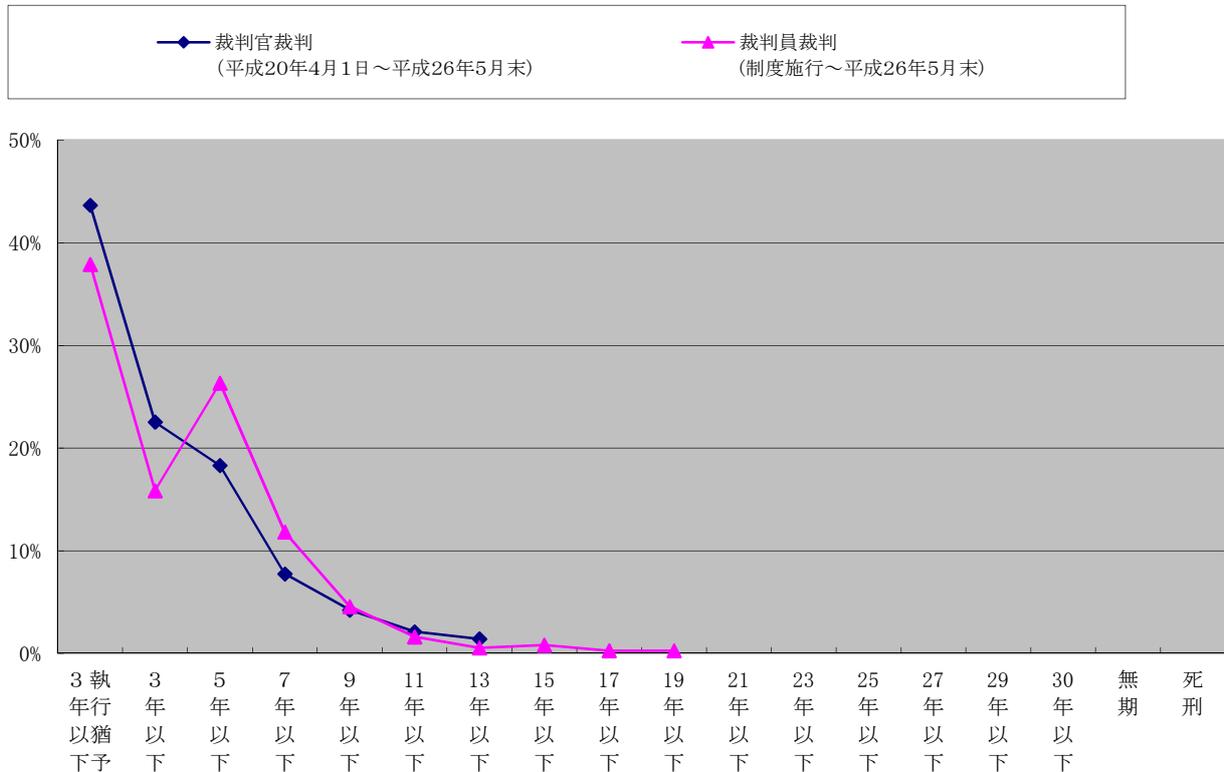
		裁判官裁判	裁判員裁判
判決人員		310	642
有期懲役	3年以下	執行猶予	74
		実刑	50
	5年以下	123	136
	7年以下	74	156
	9年以下	30	130
	11年以下	18	53
	13年以下	9	25
	15年以下	2	13
	17年以下	1	1
	19年以下	-	-
	21年以下	-	-
	23年以下	-	3
	25年以下	-	1
	27年以下	-	-
	29年以下	-	-
30年以下	-	-	
無期懲役		-	-
死刑		-	-

図表 5 2 - 4 量刑分布の比較（（準）強姦致傷）



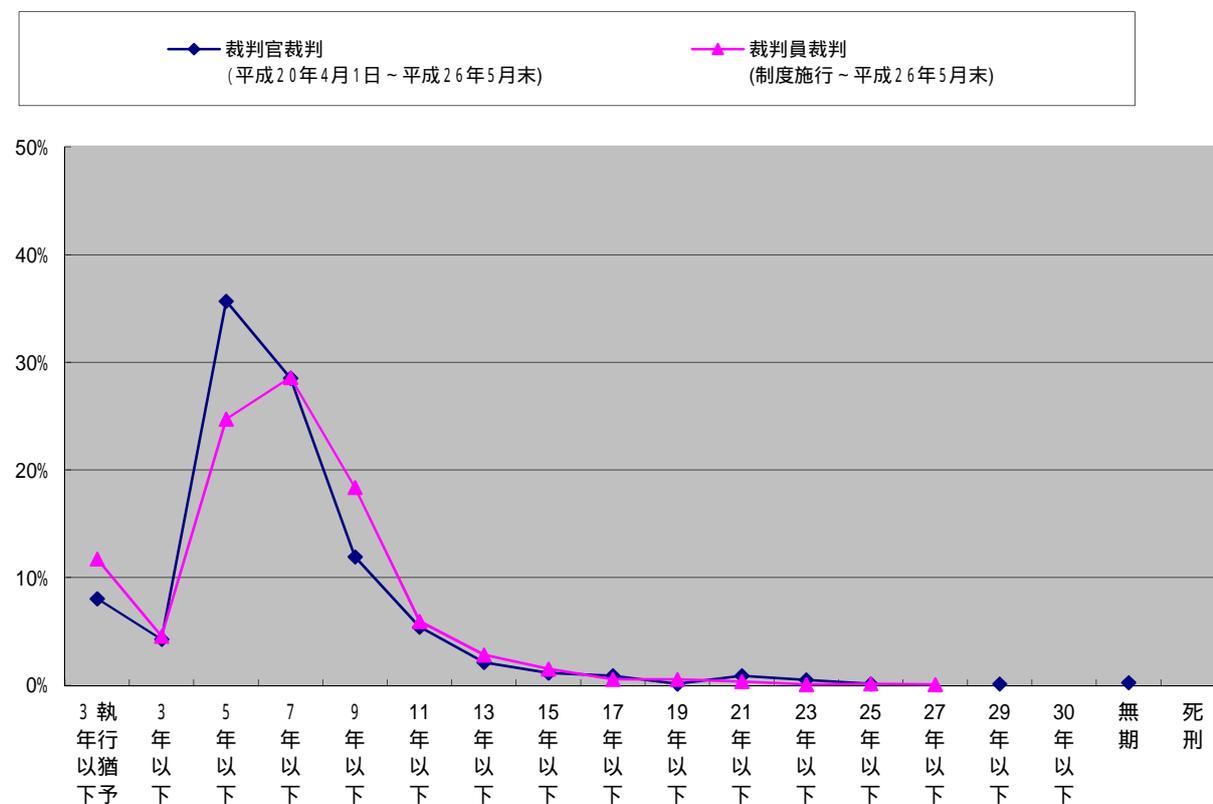
		裁判官裁判	裁判員裁判
判決人員		206	401
有期懲役	3年以下	執行猶予	12
		実刑	9
	5年以下	72	68
	7年以下	44	113
	9年以下	19	64
	11年以下	13	43
	13年以下	8	27
	15年以下	7	20
	17年以下	5	7
	19年以下	6	10
	21年以下	4	6
	23年以下	2	4
	25年以下	2	3
	27年以下	-	4
	29年以下	1	3
30年以下	-	3	
無期懲役		2	-
死刑		-	-

図表 5 2 - 5 量刑分布の比較（（準）強制わいせつ致傷）



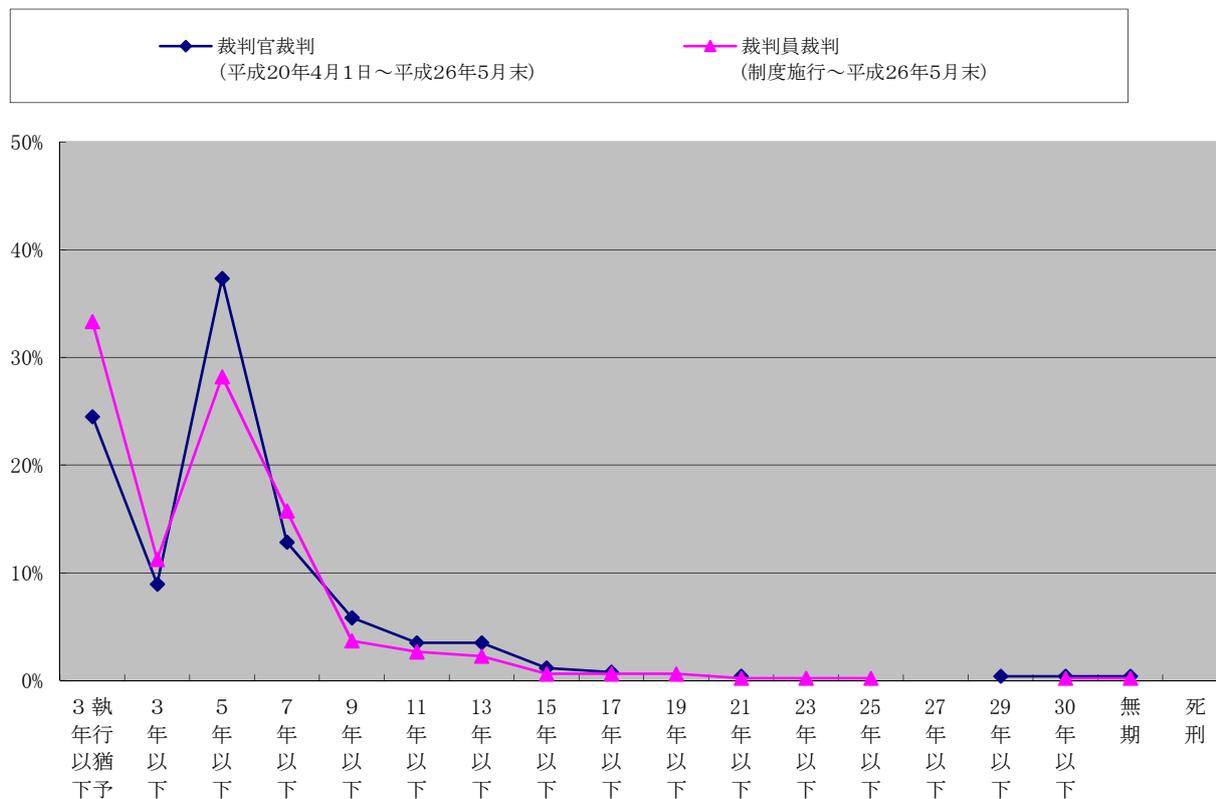
			裁判官裁判	裁判員裁判
判決人員			142	372
有期懲役	3年以下	執行猶予	62	141
		実刑	32	59
	5年以下		26	98
	7年以下		11	44
	9年以下		6	17
	11年以下		3	6
	13年以下		2	2
	15年以下		-	3
	17年以下		-	1
	19年以下		-	1
	21年以下		-	-
	23年以下		-	-
	25年以下		-	-
	27年以下		-	-
	29年以下		-	-
30年以下		-	-	
無期懲役			-	-
死刑			-	-

図表 5 2 - 6 量刑分布の比較（強盗致傷）



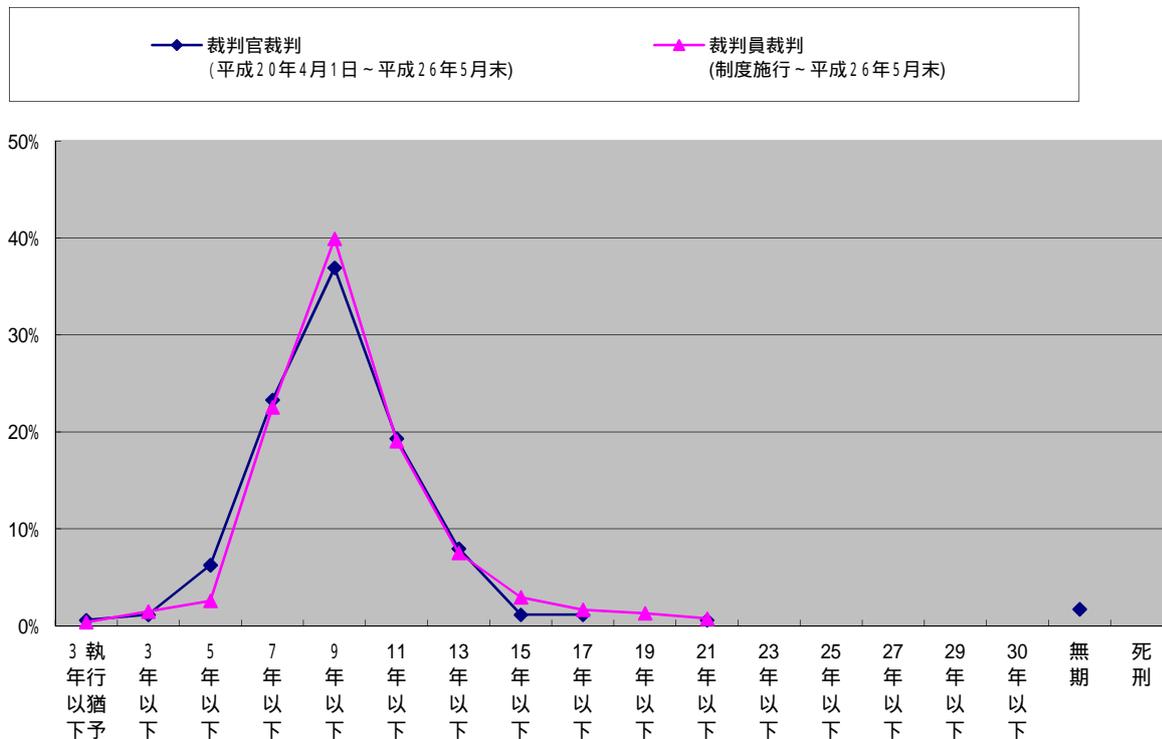
		裁判官裁判	裁判員裁判
判決人員		796	1,448
有期懲役	3年以下	執行猶予	170
		実刑	66
	5年以下	284	358
	7年以下	227	414
	9年以下	95	266
	11年以下	43	86
	13年以下	17	41
	15年以下	9	22
	17年以下	7	8
	19年以下	1	8
	21年以下	7	5
	23年以下	4	1
	25年以下	1	2
	27年以下	-	1
29年以下	1	-	
30年以下	-	-	
無期懲役		2	-
死刑		-	-

図表 5 2 - 7 量刑分布の比較（現住建造物等放火）



		裁判官裁判	裁判員裁判
判決人員		257	489
有期懲役	3年以下	執行猶予	63
		実刑	23
	5年以下	96	138
	7年以下	33	77
	9年以下	15	18
	11年以下	9	13
	13年以下	9	11
	15年以下	3	3
	17年以下	2	3
	19年以下	-	3
	21年以下	1	1
	23年以下	-	1
	25年以下	-	1
	27年以下	-	-
	29年以下	1	-
30年以下	1	1	
無期懲役		1	1
死刑		-	-

図表5 2 - 8 量刑分布の比較（覚せい剤取締法違反）



		裁判官裁判	裁判員裁判
判決人員		176	546
有期懲役	3年以下	執行猶予	1
		実刑	2
	5年以下	11	14
	7年以下	41	123
	9年以下	65	218
	11年以下	34	104
	13年以下	14	41
	15年以下	2	16
	17年以下	2	9
	19年以下	-	7
	21年以下	1	4
	23年以下	-	-
	25年以下	-	-
	27年以下	-	-
	29年以下	-	-
30年以下	-	-	
無期懲役		3	-
死刑		-	-

(注) 処断罪名が覚せい剤取締法違反(営利目的輸入)のものに限る。

図表 5 3 宣告刑が求刑を上回る判決，求刑と同じ判決及び求刑を下回る判決

裁判官裁判（平成 2 0 年 4 月 1 日～平成 2 6 年 5 月末），裁判員裁判（制度施行～平成 2 6 年 5 月末）

		判決人員	求刑を上回る判決	求刑と同じ判決	求刑を下回る判決
総数	裁判官裁判	2,290	2 (0.1)	46 (2.0)	2,242 (97.9)
	裁判員裁判	4,316	43 (1.0)	216 (5.0)	4,057 (94.0)
殺人既遂	裁判官裁判	436	1 (0.2)	13 (3.0)	422 (96.8)
	裁判員裁判	666	8 (1.2)	43 (6.5)	615 (92.3)
殺人未遂	裁判官裁判	234	1 (0.4)	3 (1.3)	230 (98.3)
	裁判員裁判	378	6 (1.6)	16 (4.2)	356 (94.2)
傷害致死	裁判官裁判	270	- -	7 (2.6)	263 (97.4)
	裁判員裁判	537	12 (2.2)	30 (5.6)	495 (92.2)
(準)強姦致傷	裁判官裁判	189	- -	8 (4.2)	181 (95.8)
	裁判員裁判	383	7 (1.8)	48 (12.5)	328 (85.7)
(準)強制わいせつ致傷	裁判官裁判	79	- -	2 (2.5)	77 (97.5)
	裁判員裁判	229	3 (1.3)	14 (6.1)	212 (92.6)
強盗致傷	裁判官裁判	721	- -	10 (1.4)	711 (98.6)
	裁判員裁判	1,260	4 (0.3)	33 (2.6)	1,223 (97.1)
現住建造物等放火	裁判官裁判	191	- -	2 (1.0)	189 (99.0)
	裁判員裁判	325	1 (0.3)	24 (7.4)	300 (92.3)
覚せい剤取締法違反	裁判官裁判	170	- -	1 (0.6)	169 (99.4)
	裁判員裁判	538	2 (0.4)	8 (1.5)	528 (98.1)

(注) 1 ()は判決人員総数に対する割合(%)である。

2 有期懲役刑の実刑判決と比較した。

3 上記数値は，処断罪名が図表 5 2 に掲げた 8 つの罪名に係るものである。

4 覚せい剤取締法違反は，営利目的輸入のものに限る。

図表 7 7 控訴率の比較（罪名別）

裁判官裁判（平成 1 8 年～平成 2 0 年），裁判員裁判（制度施行～平成 2 6 年 5 月末）

		有罪・無罪 (A)	家裁へ 移送	控訴人員 (B)	控訴率 (B / A) (%)
全事件	裁判官裁判	7,287	5	2,498	34.3
	裁判員裁判	6,538	5	2,292	35.1
強盗致傷	裁判官裁判	1,828	2	635	34.7
	裁判員裁判	1,451	3	513	35.4
殺人	裁判官裁判	1,793	-	635	35.4
	裁判員裁判	1,439	1	491	34.1
傷害致死	裁判官裁判	578	2	188	32.5
	裁判員裁判	649	1	244	37.6
現住建造物等放火	裁判官裁判	742	-	130	17.5
	裁判員裁判	603	-	115	19.1
覚せい剤取締法違反	裁判官裁判	176	-	109	61.9
	裁判員裁判	571	-	281	49.2
(準)強姦致死傷	裁判官裁判	563	-	185	32.9
	裁判員裁判	404	-	160	39.6
(準)強制わいせつ致死傷	裁判官裁判	378	-	79	20.9
	裁判員裁判	375	-	77	20.5
強盗致死(強盗殺人)	裁判官裁判	253	1	176	69.6
	裁判員裁判	179	-	114	63.7
強盗強姦	裁判官裁判	201	-	92	45.8
	裁判員裁判	176	-	76	43.2
麻薬特例法違反	裁判官裁判	280	-	116	41.4
	裁判員裁判	172	-	68	39.5
偽造通貨行使	裁判官裁判	112	-	25	22.3
	裁判員裁判	116	-	15	12.9
危険運転致死	裁判官裁判	128	-	32	25.0
	裁判員裁判	99	-	36	36.4
逮捕監禁致死	裁判官裁判	31	-	8	25.8
	裁判員裁判	48	-	17	35.4
集団(準)強姦致死傷	裁判官裁判	51	-	19	37.3
	裁判員裁判	36	-	13	36.1
保護責任者遺棄致死	裁判官裁判	30	-	7	23.3
	裁判員裁判	36	-	12	33.3

(注) 1 裁判員裁判の判決人員が上位 1 5 位までの罪名（未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。）について、罪名別の数値を掲げた。

2 裁判官裁判は、裁判員裁判対象罪名の事件のうち有罪（一部無罪を含む。）、無罪及び家裁への移送人員を基に計上した。

図表79 控訴審における終局人員及び結果別・破棄理由別人員

		第一審が裁判官裁判 (控訴審の終局が平成18年～平成20年)	第一審が裁判員裁判 (控訴審の終局が制度施行～平成26年5月末)	
控訴審終局人員		2,455	1,582	
破棄人員 (破棄率(%))		431 (17.6)	113 (7.1)	
破棄自判	有罪	絶対的控訴理由(刑訴377条・378条)	5	2
		訴訟手続の法令違反(刑訴379条)	5	1
		法令適用の誤り(刑訴380条)	10	4
		量刑不当(刑訴381条)	129	13
		事実誤認(刑訴382条)	49	4
		判決後の情状(刑訴393条2項)	207	82
		その他	17	-
	有罪・一部無罪	絶対的控訴理由(刑訴377条・378条)	-	-
		訴訟手続の法令違反(刑訴379条)	-	-
		法令適用の誤り(刑訴380条)	-	-
		量刑不当(刑訴381条)	-	-
		事実誤認(刑訴382条)	8	1
		判決後の情状(刑訴393条2項)	-	-
		その他	-	-
	無罪	絶対的控訴理由(刑訴377条・378条)	-	-
		訴訟手続の法令違反(刑訴379条)	1	-
		法令適用の誤り(刑訴380条)	-	-
		量刑不当(刑訴381条)	-	-
		事実誤認(刑訴382条)	2	2
		判決後の情状(刑訴393条2項)	-	-
		その他	-	-
破棄差戻し・同移送	絶対的控訴理由(刑訴377条・378条)	-	-	
	訴訟手続の法令違反(刑訴379条)	6	2	
	法令適用の誤り(刑訴380条)	-	-	
	量刑不当(刑訴381条)	1	-	
	事実誤認(刑訴382条)	4	2	
	判決後の情状(刑訴393条2項)	-	-	
	その他	-	-	
判棄控訴	方式違反等(刑訴395条)	2	-	
	控訴理由なし(刑訴396条)	1,738	1,284	
控訴決定棄却	方式違反等(刑訴385条)	-	1	
	控訴趣意書不差出し(刑訴386条1項1号)	1	-	
	控訴趣意書不適式(刑訴386条1項2号)	-	-	
	控訴理由不該当(刑訴386条1項3号)	-	-	
公訴棄却判決	-	-		
公訴棄却決定	12	9		
取下げ	271	175		
移送・回付	-	-		

控訴審における主要罪名の終局人員に占める破棄理由別人員の割合

	第一審が裁判官裁判 (控訴審の終局が平成18年～平成20年)	第一審が裁判員裁判 (控訴審の終局が制度施行～平成26年5月末)
事実の誤認(刑訴382条)(%)	2.6	0.6
量刑不当(刑訴381条)(%)	5.3	0.8
判決後の情状(刑訴393条2項)(%)	8.4	5.2

(注) 控訴審における終局人員のうち、処断罪名などが現住建造物等放火、通貨偽造、偽造通貨行使、(準)強制的わいせつ致死傷、(準)強姦致死傷、集団(準)強姦致死傷、殺人、傷害致死、危険運転致死、身の代金拐取、拐取者身の代金取得等、強盗致傷、強盗致死(強盗殺人)、強盗強姦及び強盗強姦致死の15罪名(未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。)のものに限る。

図表 8 2 控訴審結果別の上告審結果の分布の比較

控訴審の結果	第一審が裁判官裁判 (上告審の終局が平成18年～平成20年)							第一審が裁判員裁判 (上告審の終局が制度施行～平成26年5月末)							
	上告審 終局人員	上告棄却		破棄		公訴棄却	取下げ	上告審 終局人員	上告棄却		破棄		公訴棄却	取下げ	
		判決	決定	差戻し・移送	自判				判決	決定	差戻し・移送	自判			
総数	967	43	726	4	-	4	190	593	5	491	2	1	2	92	
控訴棄却	820	38	613	2	-	3	164	559	5	464	-	1	2	87	
破棄 自判	死刑	6	5	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	
	無期	21	-	19	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	
	有期懲役	30年以下	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		25年以下	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		20年以下	13	-	11	-	-	-	2	2	-	2	-	-	-
		15年以下	11	-	9	-	-	-	2	3	-	1	-	-	2
		10年以下	21	-	17	-	-	-	4	8	-	7	-	-	1
		7年以下	25	-	14	-	-	-	11	5	-	3	-	-	2
		5年以下	23	-	19	-	-	-	4	11	-	11	-	-	-
		3年以下	17	-	16	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-
うち執行猶予	4	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
無罪	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	
破棄差戻し・同移送	4	-	3	1	-	-	-	3	-	1	2	-	-	-	
公訴棄却	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	

(注) 上告審における終局人員のうち、処断罪名などが現住建造物等放火、通貨偽造、偽造通貨行使、(準)強制わいせつ致死傷、(準)強姦致死傷、集団(準)強姦致死傷、殺人、傷害致死、危険運転致死、身の代金拐取、拐取者身の代金取得等、強盗致傷、強盗致死(強盗殺人)、強盗強姦及び強盗強姦致死の15罪名(未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。)のものに限る。

図表 8 4 裁判員メンタルヘルスサポート窓口利用件数

制度施行～平成26年5月末

	総数	電話	Eメール (WEB)	面接
総数	275	239	12	24
健康相談	70	68	2	
メンタルヘルス相談	205	171	10	24

参考 (平成23年4月～平成26年5月末)
相談内容の内訳

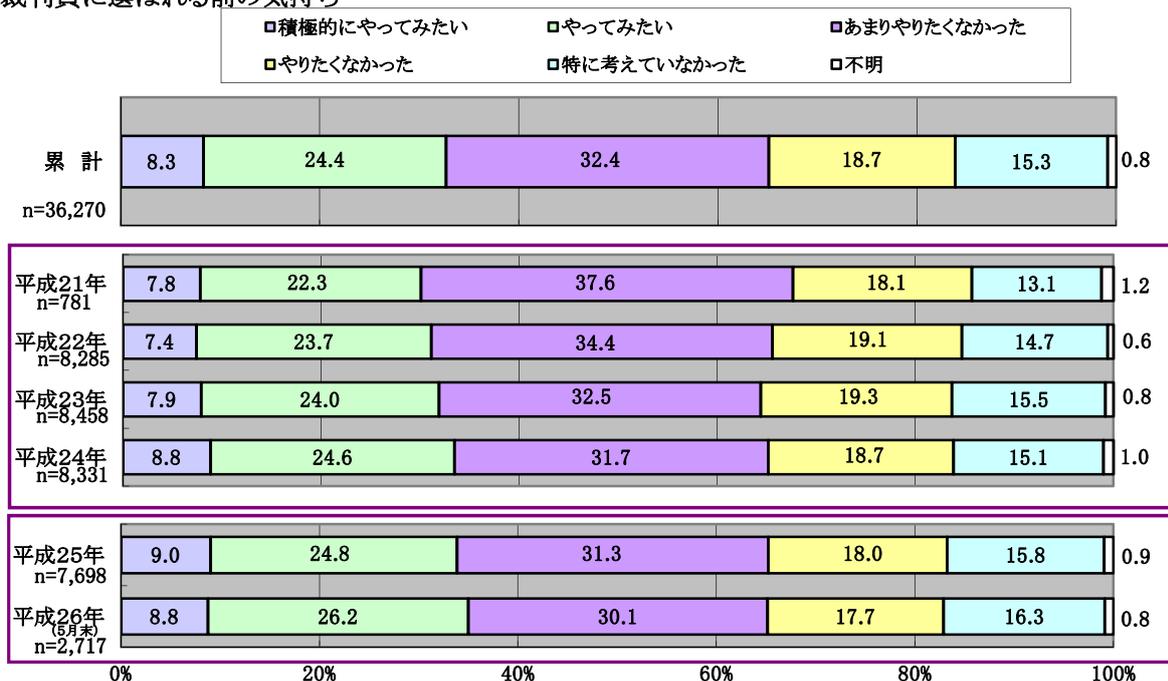
		延べ件数	割合 (%)
健康相談	相談別総数	35	100.0
	健康不安	9	25.7
	病気の懸念	17	48.6
	疾病のケア	2	5.7
	健康・医療情報が欲しい	1	2.9
	問い合わせ	2	5.7
	その他	4	11.4
		延べ件数	割合 (%)
メンタル ヘルス 相談	相談別総数	145	100.0
	不安についてのアドバイス	26	18.0
	話を聞いてほしい	46	31.7
	ストレスを感じる	6	4.1
	メンタル症状が出ている	42	29.0
	健康・医療情報が欲しい	1	0.7
	問い合わせ	21	14.5
	その他	3	2.1

医療機関紹介件数

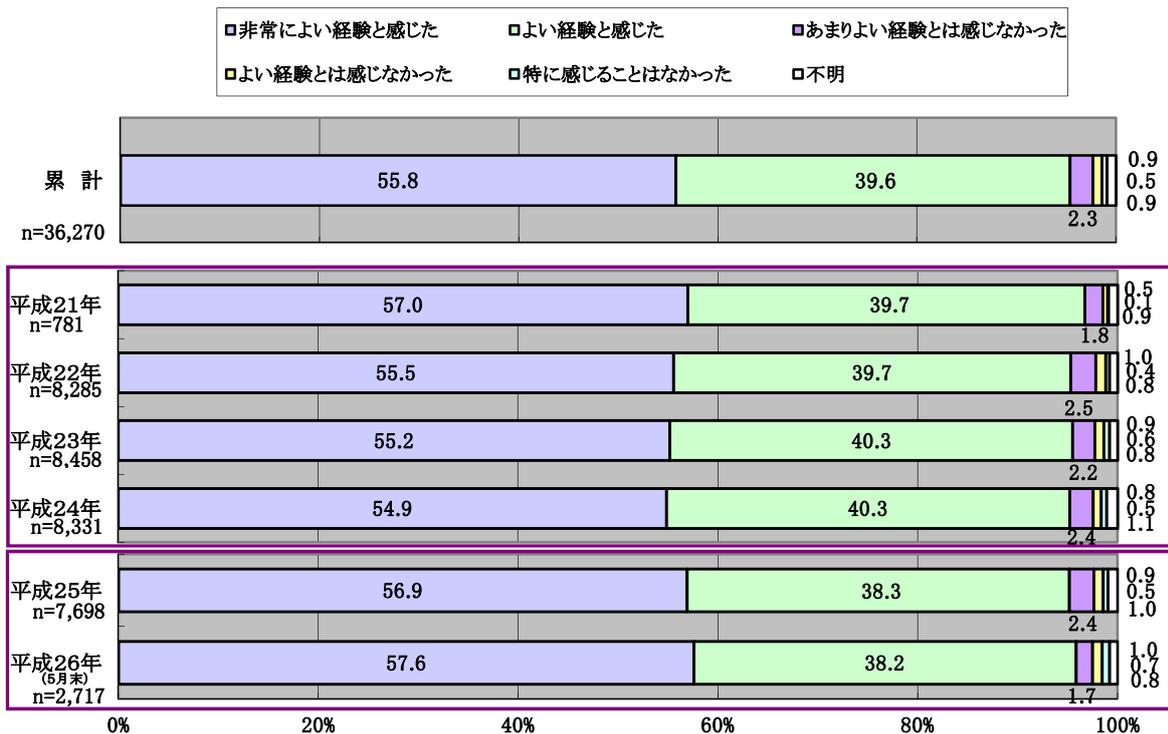
総数	5
健康相談	-
メンタルヘルス相談	5

図表 8 6 裁判員に選ばれる前の気持ちと参加した感想についての裁判員経験者アンケート結果の推移

裁判員に選ばれる前の気持ち



裁判員として裁判に参加した感想



(注) 欄外の数値は、次のとおりである。
上段「よい経験とは感じなかった」、中段「特に感じることはなかった」、下段「不明」